

滋賀県障害児・者地域活動推進事業実施要綱

（事業の目的）

第1条 この事業は、障害者団体等が各地域で実施する障害児・者の地域社会への参加と自立を促し、障害児・者に対する地域住民の理解と認識を深めることなどを目的とする。

（事業の実施主体）

第2条 事業の実施主体は、福祉圏域ごとの障害児・者地域活動推進事業実行委員会（地域の障害児・者団体や社会福祉協議会等の民間福祉団体、障害児・者福祉施設、障害福祉サービス事業所、在宅心身障害児・者の保護者等を中心とする地域ケアグループ等を構成員とする。）または、県域で活動する障害児・者団体（以下「実行委員会等」とする。）とする。

（事業内容）

第3条 前条に掲げる実行委員会等は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の（1）または（2）の事業を行うものとする。

（1）地域活動事業

実行委員会等が年間3回以上実施する、地域を拠点とした次に掲げる諸活動。

- ①芸術活動
- ②余暇活動
- ③その他の療育活動

（2）地域啓発事業

実行委員会等が、広く地域住民の参加を呼びかけ、地域における障害に対する理解を促進するために実施する啓発事業

（県費補助）

第4条 県は、前条の事業の実施に要する経費に対し、別に定めるところによりその一部を補助する。

（事業実施に当たっての留意事項）

第5条 第3条に掲げる各事業については、次の各号に留意して実施するものとする。

- （1）障害児・者とその家族、障害児・者団体、民間福祉団体、地域活動団体、障害者相談員、民生委員、障害児・者福祉施設、障害福祉サービス事業所、学校の児童・生徒、ボランティア等の積極的な参加を得て行われるものであること。
- （2）関係者は事業の実施上知り得た個人の秘密を漏らしてはならないこと。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。